

佐倉市建設工事等格付基準

(趣旨)

第1条 佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格審査要領第8条第5項に定める格付について、必要な事項を定める。

(建設工事の格付)

第2条 建設工事の格付は、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により、下表のとおりとする。

A	700点以上
B	600点以上700点未満
C	600点未満

(新規建設業者の格付)

第3条 前条の規定にかかわらず、新規建設業者(新規に建設業法により許可を受けたもので、過去2年間の工事完成高の確認をされないう者をいう。)は、最下位の格付とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当該建設業者から資料の提出を求め、当該資料に基づき前条の格付を行うことができる。

(補則)

第4条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成13年5月1日制定し、平成13年6月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成19年6月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。